

二酸化炭素消火設備を設置している皆様へ

二酸化炭素消火設備標識

消防庁では、令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したため、事故の再発防止を目的に法令が改正され、新たに標識の設置が必要となりました。(消防法施行規則第19条第5項第19号イ(ホ)関係)

標識設置の期限:令和5年3月31日まで

**2023年
4月1日
施行**

二酸化炭素の危険性を注意喚起するため、以下の場所の見やすい箇所に設置する標識

標識の設置箇所	対応する標識
二酸化炭素を貯蔵する容器がある場所(消火ボンベ庫室)の出入口	411001 ・ 411002
二酸化炭素が放出される場所(防護区画)の出入口	411001 ・ 411002
二酸化炭素が放出される場所(防護区画)に隣接する部分の出入口	411001 ・ 411003
二酸化炭素が放出される場所内(防護区画内)	411001 ・ 411004



411001

サイズ:400×300×3mm 材質:アルミ複合板

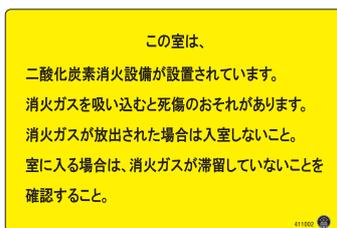


(一社)日本消防標識工業会

【推奨品】

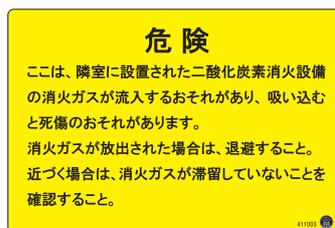
合格証付

これらの標識には合格証が貼られています。



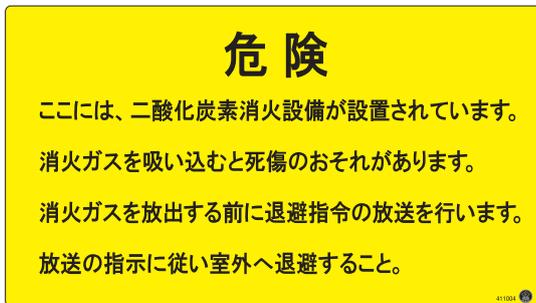
411002

サイズ:200×300×3mm 材質:アルミ複合板



411003

サイズ:200×300×3mm 材質:アルミ複合板



411004

サイズ:270×480×3mm 材質:アルミ複合板

二酸化炭素消火設備とは?

- 防護区画(二酸化炭素が放射されるエリア)内の酸素濃度を低下させ、消火します。
- 消火に伴う汚損が少ない等の特徴から、**機械式駐車場や電気室**等に多数設置されています。
- 設備が作動し、**二酸化炭素が放射されると、防護区画内での視界は遮られ避難が難しくなる**とともに、**高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては生命の危険性が生じます。**



株式会社 **日本緑十字社**

<https://jgc-inc.co.jp>



大阪 本社:〒550-0003 大阪市西区京町堀3丁目3番23号 TEL.06-6441-3821(代) FAX.06-6441-2773
 東京 支店:〒110-0005 東京都台東区上野7-9-15 アクシオビル7階 TEL.03-5827-1541(代) FAX.03-5827-1545
 福岡営業所:〒812-0006 福岡県福岡市博多区上牟田3丁目8-19 みなみビル201号室 TEL.092-710-7677